

2015年 8月 7日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長
中西 正治

「三重大学における『朝型勤務』の実施方針」に関するお問い合わせ

去る6月17日の教育研究評議会において、「三重大学における『朝型勤務』の実施方針（案）」なる提案がされ、そのまま今年度試行されるとのことでした。この提案は、安倍総理の施政方針演説（2月12日）において、「昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイルを変革するあらたな国民運動を展開します」とする部分を具体化したものであって、4月20日付けで戸谷一夫・文部科学省大臣官房長から、各都道府県教育庁・知事、各市町村長・知事らとともに、各国公私立大学長宛て通知された「夏の生活スタイル変革について」と題する文書に基づくものであり、内閣人事局「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』（朝型勤務と早期退庁の勧奨）の実施方針」で示されたものようです。

上記「実施方針」は、6月17日の教育研究評議会で決定されたとのことですが。

しかしながら、われわれは、この決定には、次の点で疑義があると考えます。以下のとおり、お問い合わせしたいと思います。

記

1. この「実施方針」によって、三重大学職員就業規則46条1項が規定する「勤務時間 8:30～17:15、休憩時間 12:00～13:00」となっているところを、「A 始業時刻 30分早めた場合 始業時刻 8時00分、終業時刻 16時45分」および「B 始業時刻 1時間早めた場合 始業時刻 7時30分、終業時刻 16時15分」とするというものです。

問題はこのことによって、日常生活に大きな支障をきたす職員が出てくる可能性があります。この点、どのようにお考えでしょうか。

2. この変更につき、労働条件の変更として、本来就業規則改正手続をふむべきであり、とりわけ労働組合への説明と過半数代表者の意見聴取は必須と考えます。今回かかる手続をふむことなく、決定へと至ったのは、いかなる根拠にもとづくものでしょうか。

以 上